

専決処分報告（訴えの提起）

令和3年（2021年）6月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件等3件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和3年2月3日 札幌地方裁判所 令和3年(ワ)第200号 建物明渡請求事件 白石区本郷団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は、本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は、本市に対し、本件建物に係る滞納家賃263,900円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は、本市に対し、令和3年1月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
2	令和3年2月3日 札幌地方裁判所 令和3年(ワ)第201号 建物明渡請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は、本市に対し、本件建物に係る滞納家賃156,800円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は、本市に対し、令和2年12月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。
3	令和3年3月24日 札幌地方裁判所 令和3年(ワ)第606号 建物明渡等請求事件 東区丘珠団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は、本市に対し、本件建物に係る滞納家賃377,610円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は、本市に対し、平成31年1月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。